

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

平成27年 3 月31日

規則第 3 号

題名改称

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 級別標準職務（第 3 条）

第 3 章 級別資格基準（第 4 条～第 8 条）

第 4 章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第 9 条～第 17 条）

第 5 章 昇格及び降格（第 18 条～第 22 条）

第 6 章 昇給（第 23 条～第 30 条）

第 7 章 特別の場合における号給の決定（第 31 条～第 33 条）

第 8 章 雑則（第 34 条～第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 52 年湯河原町真鶴町衛生組合条例第 13 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 条例第 3 条第 1 項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- （2） 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- （3） 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- （4） 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第 6 条第 2 項の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- （5） 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- （6） 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- （7） 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。
- （8） 正規の試験 任命権者が行う採用試験又は任命権者がこれに準ずると認める選考をいう。
- （9） 上級 職員採用上級試験又は組合長がこれに準ずると認める選考をいう。
- （10） 中級 職員採用中級試験又は組合長がこれに準ずると認める選考をいう。

- (11) 初級 職員採用初級試験又は組合長がこれに準ずると認める選考をいう。

第2章 級別標準職務

(級別標準職務)

第3条 条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第1）に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表（別表第2）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、試験欄に掲げる試験の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ組合長の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、学歴免許等資格区分表（別表第3）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用にあたって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用にあたって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第4）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表(別表第5)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ組合長の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取扱うことができる。

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、次の各号のいずれかの基準により決定する。

(1) その者の職務の級を級別資格基準表に必要経験年数の定めのない職務の級に決定しようとする場合は、あらかじめ組合長の承認を得て決定する。

(2) その者の職務の級を前号以外の職務の級に決定しようとする場合は、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していることを基準として決定する。ただし、第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者について、他の職員との均衡上必要があると認める場合は、同表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表第6)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とする。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて組合長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者又はその委任を受けた者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（組合長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で組合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に応じ「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給である者 級別資格基準表に定めるその職務の級について必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第14条 前2条の規定による号給がその者に適用される初任給基準表の試験欄の区分よりも下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ組合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1) 職員以外の組合職員

(2) 国又は他の地方公共団体に勤務する者

(3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者

(4) その他組合長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合の号給)

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ組合長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ組合長の承認を得て、第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第9条第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ組合長の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ組合長の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第5条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表に定める試験欄の異なる区分の適用を受けることとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となった場合は、第18条の規定にかかわらず、あらかじめ組合長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第19条の規定により職員を昇格させた場合その他これに準ずる場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、組合長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ組合長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第6章 昇給

(昇給日)

第23条 条例第4条第3項の規則で定める日は、第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第24条 条例第4条第3項の規定による昇給（第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 条例第4条第3項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、次項から第4項までの規定により当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第8（条例第4条第6項の適用を受ける職員にあっては、別表第9）に定める号給数とする。

- 2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

- 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 組合長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第4号及び次号に掲げる職員を除く。） D

(2) 組合長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

- 4 第2項第3号及び第4号並びに前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給

区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、これらの項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第21条第3項若しくは第31条の規定により号給を決定された者の昇給号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

6 第1項及び前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第1項及び第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の特例）

第26条 条例第4条第4項の規則で定める職員は、行政職給料表（二）の適用を受ける職員とし、同項の規則で定める年齢は、57歳とする。

（研修、表彰等による昇給）

第27条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、組合長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

（1）研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（2）業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

（3）職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第28条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ組合長の承認を得て、組合長の定める日に、条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

（昇給の報告）

第29条 任命権者は、第27条の規定に該当して職員を昇給させた場合は、組合長の定めるところにより、組合長に報告しなければならない。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第30条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第7章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第31条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第21条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は組合長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を組合長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第32条 休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合（次項に定める場合を除く。）において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等換算表（別表第10）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に組合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 条例第17条第1項又は湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。別表第10において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）のため勤務しなかった職員については、他の職員との均衡上必要であると認められるときは、昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第33条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ組合長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第8章 雑則

(組合長の承認を得て定める基準についての暫定措置)

第34条 第16条に規定する組合長の承認を得て定めることとされている基準が定められるまでの間における同条の規定による号給の決定は、あらかじめ個別に組合長の承認を得て行うものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第35条 特別の事情により、この規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ組合長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(実施細目)

第36条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月9日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月21日規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（切替日における昇格又は降格の特例）

2 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の第21条又は第22条の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

級別標準職務表

給料表の区分	職務の級	標準的な職務
行政職給料表（一）	1 級	主事補の職務
	2 級	主事の職務
	3 級	主任主事の職務
	4 級	係長又は主査の職務 上記に掲げる職務に相当する職務
	5 級	副課長又は主幹の職務 上記掲げる職務に相当する職務
	6 級	所長、課長又は担当課長の職務 上記に掲げる職務に相当する職務
行政職給料表（二）	1 級	自動車運転員、清掃業務員、庁務員、機械操作員及び自動車運転補助員の職務
	2 級	自動車運転員、清掃業務員、庁務員、機械操作員及び自動車運転補助員の職務
	3 級	相当の技能又は経験を有する自動車運転員、清掃業務員、庁務員、機械操作員及び自動車運転補助員の職務
	4 級	主任自動車運転員、主任清掃業務員、主任庁務員、主任機械操作員及び車両班長の職務

別表第2（第4条関係）

1 行政職給料表（一）

級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級		
			1 級	2 級	3 級
正規 の試 験	上級	大学卒		1	5
			0	1	6
	中級	短大卒		3	5

			0	3	8
	初級	高校卒		5	5
			0	5	10
その他		中学卒		7	5
			0	7	12

2 行政職給料表（二）
級別資格基準表

職員の区分	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
業務職員		10	5
	0	10	15

別表第 3（第 5 条関係）
学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(3) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業

		イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 カ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4（第6条関係）
経験年数換算表

経歴		換算率
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100／100
	その他の期間	100／100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100以下
	その他の期間	25／100以下 （他の職員との均衡を著しく失う場合は、50／100以下）

別表第5（第7条関係）
修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について人事委員会が別段の定めをした職員については、組合長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6（第10条関係）

1 行政職給料表（一） 初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	上級	大学卒	1級25号給
	中級	短大卒	1級15号給
	初級	高校卒	1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

2 行政職給料表（二） 初任給基準表

職種		自動車運転員		清掃業務員		庁務員		機械操作員	
年齢	初任給	初任給	短	初任給	短	初任給	短	初任給	短
15				1級1号給		1級1号給		1級1号給	
16				1級1号給	6	1級1号給		1級5号給	
17				1級1号給		1級1号給		1級9号給	
18	1級37号給			1級13号給		1級1号給		1級13号給	
19	1級37号給			1級17号給		1級5号給		1級17号給	
20	1級37号給	3		1級21号給		1級9号給		1級21号給	
21	1級37号給	3		1級21号給	6	1級9号給	6	1級21号給	6
22	1級37号給	6		1級25号給		1級13号給		1級25号給	

23	1 級37号給	6	1 級25号給	6	1 級13号給	6	1 級25号給	6
24	1 級37号給	9	1 級29号給		1 級17号給		1 級29号給	
25	1 級37号給	9	1 級29号給	6	1 級17号給	6	1 級29号給	6
26	1 級41号給		1 級33号給		1 級21号給		1 級33号給	
27	1 級41号給	6	1 級33号給	6	1 級21号給	6	1 級33号給	6
28	1 級45号給		1 級37号給		1 級25号給		1 級37号給	
29	1 級45号給	6	1 級37号給	6	1 級25号給	6	1 級37号給	6
30	1 級49号給		1 級41号給		1 級29号給		1 級41号給	
31	1 級49号給	6	1 級41号給	6	1 級29号給	6	1 級41号給	6
32	1 級53号給		1 級45号給		1 級33号給		1 級45号給	
33	1 級53号給	6	1 級45号給	6	1 級33号給	6	1 級45号給	6
34	1 級57号給		1 級49号給		1 級37号給		1 級49号給	
35	1 級57号給	6	1 級49号給	6	1 級37号給	6	1 級49号給	6
36	1 級61号給		1 級53号給		1 級41号給		1 級53号給	
37	1 級61号給	6	1 級53号給	6	1 級41号給	6	1 級53号給	6
38	1 級65号給		1 級57号給		1 級45号給		1 級57号給	
39	1 級65号給	6	1 級57号給	6	1 級45号給	6	1 級57号給	6
40以上	1 級69号給		1 級61号給		1 級49号給		1 級61号給	

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、組合長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第 7（第21条関係）

1 行政職給料表（一） 昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4

17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37

58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46	68	41
87	35	47	46	69	41
88	35	48	46	70	41
89	35	48	47	71	42
90	36	48	47	72	42
91	36	48	47	73	42
92	36	48	47	74	42
93	37	49	47	75	43
94		49	47	76	43
95		49	47	77	43
96		49	48	78	43
97		49	48	79	44
98		50	48	80	

99			48	81	
100			48	82	
101			48	82	
102			48	83	
103			49	83	
104			49	83	
105			49	83	
106			49		
107			49		
108			49		
109			49		
110			50		
111			50		
112			50		
113			50		
114			50		
115			50		
116			50		
117			51		
118			51		
119			51		
120			51		
121			51		

2 行政職給料表（二） 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1

16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	2
24	1	1	2
25	1	1	3
26	1	1	3
27	1	1	4
28	1	1	4
29	1	1	5
30	1	2	6
31	1	3	7
32	1	4	8
33	1	5	9
34	1	6	9
35	1	7	10
36	1	8	10
37	1	9	11
38	1	10	11
39	1	11	12
40	1	12	12
41	1	13	13
42	1	14	13
43	1	15	14
44	1	16	14
45	1	17	15
46	2	18	15
47	3	19	16
48	4	20	16
49	5	21	17
50	6	22	17
51	7	23	18
52	8	24	18
53	9	25	19
54	10	26	19
55	11	27	20
56	12	28	20

57	13	29	21
58	13	30	21
59	14	31	22
60	14	32	22
61	15	33	23
62	15	34	23
63	16	35	24
64	16	36	24
65	17	37	25
66	18	38	25
67	19	39	25
68	20	40	25
69	21	41	26
70	22	42	26
71	23	43	26
72	24	44	26
73	25	45	27
74	26	46	27
75	27	47	27
76	28	48	27
77	29	49	28
78	29	50	28
79	30	51	28
80	30	52	28
81	31	53	28
82	31	54	28
83	32	55	29
84	32	56	29
85	33	57	29
86	34	57	29
87	35	58	29
88	36	58	29
89	37	59	30
90	38	59	30
91	39	60	30
92	40	60	30
93	41	61	30
94	42	61	30
95	43	62	31
96	44	62	31
97	45	63	31

98	45	63	31
99	46	64	31
100	46	64	31
101	47	65	32
102	47	66	32
103	48	67	32
104	48	68	32
105	49	69	32
106	49		32
107	49		33
108	50		33
109	50		33
110	50		33
111	51		33
112	51		33
113	51		34

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8（第25条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号給数	8	6	4	2	0
	4	3	2	1	0

備考

- 1 この表は、条例第4条第6項の適用を受ける職員以外の職員に適用する。
- 2 この表に定める上段の号給数は条例第4条第4項の適用を受ける職員に、下段の号給数は同条第5項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9（第25条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、条例第4条第6項の適用を受ける職員に適用する。

別表第10（第32条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
条例第17条第1項の規定に該当する休職及び勤務時間条例第11条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間	3 / 3 以下
条例第17条第2項及び第3項の規定に該当する休職及び勤務時間条例第11条に規定する病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患による場合にあって

	は、1 / 2 以下)
勤務時間条例第11条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下
条例第17条第4項の規定に該当する休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第5項の規定による休職の期間	2 / 3 以下